

## 大滝工業団地の分譲について

### 1 分譲用地

3区画 約 19,000 m<sup>2</sup>

A区画 約 8,750 m<sup>2</sup>

B区画 約 8,750 m<sup>2</sup>

C区画 約 1,500 m<sup>2</sup>

分譲面積は造成後の測量にて確定

### 2 分譲価格

20,500 円 / m<sup>2</sup> 程度 ( 68,000 円 / 坪 程度 )

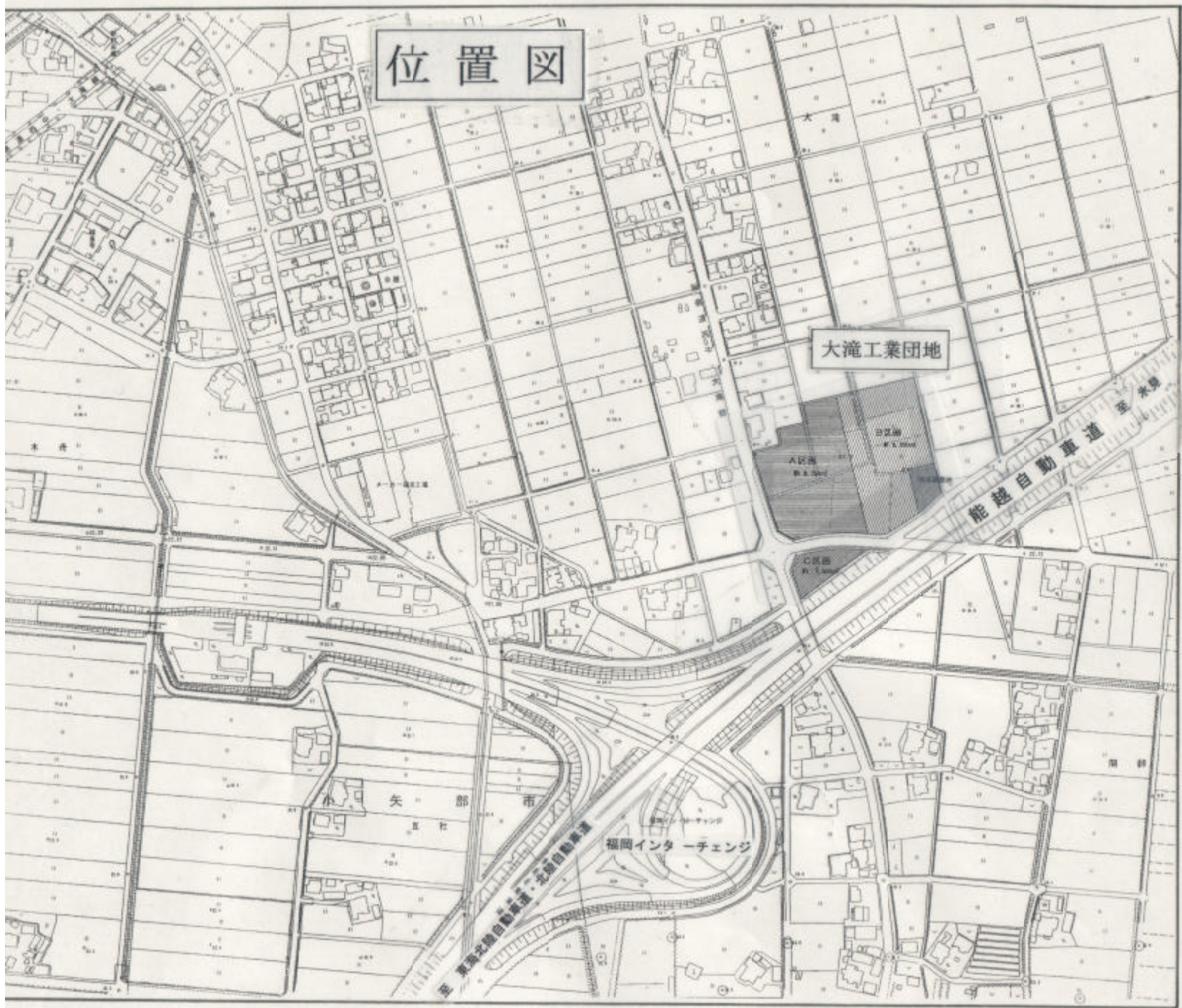
予定価格であり、若干変動する可能性有り

### 3 公 募

平成20年	4月	公募開始
	6月	公募締め切り
	8月	入居企業決定
	9月	分譲

能越自動車道福岡インターチェンジから約 700m

# 位置図



大滝工業団地

A区画  
B区画

福岡インターチェンジ

矢部市

能越自動車道

東海自動車道・北陸自動車道

## 企業立地促進法に基づく優遇制度の導入について

富山県及び県内全市町村では、「企業立地促進法」に基づき、平成19年7月30日、全国第1号として国の同意を受け、「富山県企業立地促進計画（基本計画）」を決定した。

こうした中、本市では、東海北陸自動車道の全線開通などの高速交通網の整備等を契機として、企業誘致等の推進による産業集積の形成・活性化と地域経済の基盤強化を図るため、下記のとおり立地企業に対する優遇制度を導入する。

### 1 税制上の優遇（固定資産税の課税免除）

基本計画で定める「集積区域」において、県知事の承認を受けた企業立地計画に基づく新規立地・増設等を実施する事業者に対し、当該施設に係る固定資産税を3年間課税免除する。

- (1) 集積区域：高岡市全域（山間部等を除く）
- (2) 対象業種：IT関連製造業、医薬品関連製造業、機械・金属関連製造業  
（基本計画に定める指定集積業種）
- (3) 対象施設：平成19年7月30日（基本計画同意日）から起算して5年以内に設置する上記(2)の業種に属する事業を行うための施設で、土地・建物（附属設備・構築物を含む）の取得価額の合計が5億円以上のもの
- (4) 免除内容：対象施設の用に供する土地・家屋・構築物に対して課する固定資産税3箇年分

### 2 工場立地法の特例（緑地面積率等の緩和）

基本計画で定める「企業立地重点促進区域」に立地する特定工場に対し、工場立地法による緑地面積率等の規制を緩和する。

- (1) 企業立地重点促進区域：市内の主な工業団地等10地域
- (2) 対象工場（特定工場）：製造業等で敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の工場
- (3) 特例内容：企業立地重点促進区域をその周辺の自然・生活環境等を考慮して3区分し、次のとおり敷地面積に対する緑地及び環境施設の面積率を緩和する。

	工場立地法 （現行）	工場立地法の特例		
		甲種区域	乙種区域	丙種区域
緑地面積率	20%以上	15%以上	10%以上	5%以上
環境施設面積率	25%以上	20%以上	15%以上	10%以上

### 3 制度の導入時期

平成20年4月1日から実施予定

（担当：工業振興課工業担当 0766-20-1293）